

英 國 道 路 交 通 法 草 案

警 視 廳 交 通 課 長 藤 岡 長 敏

する所と同じである。蓋し此の要求は保安に對し要求するもの、最小限度であると認められてゐるからである（第三百條）。

二 二年の期間が猶豫されて居るから、その間に於て、本章に入るべき車輛は前章（第二百條及第二百一條）に記す

所と同じ要求に適合する様に、其の設備を改めなければならぬ（第三百一條）。

三 聯結車輛。此の規定は車輛聯結の場合に於けるブレーキの働きを認めんとするに在るか、また克く實際の場合に合致してゐる筈である。

第 四 章 營 業 用 車 輛 ノ 取 締

第 五 十 條

一 本章ノ規定ハ、報酬ヲ得ルコトヲ目的トシテ乘客ヲ送ニ使用スル車輛（電車及無軌道電車ヲ除ク）ニ之ヲ適用ス。但シ乘客定員九人未滿ノ貸切車輛ハ此ノ限ニ非ラズ。

二 營業用車輛ハ本法及之ニ基ク取締規則ノ目的ニ從ヒ左ノ三種ニ區分セラル。

a 乗合車輛 (stage carriage) トハ、座席ニ依ル個別的料金（三片未滿）ヲ以テ、一定ノ路線ニ據リ乘客ヲ輸送スルモノ、及個別的料金ヲ以テ乘客ヲ輸送スルモノニシテ、次ニ定義スル急行車輛ニ非ラサルモノヲ謂フ。

b 急行車輛 (express carriage) トハ、個別的料金ヲ以

テ豫メ一定セラレタル共同ノ目的地ニ旅行スル乘客

ヲ輸送シ、一定ノ旅行ヲ爲ス者以外ノ乘客ヲ乗降セ

シムル爲メ停車スルコト無キ車輛ニシテ、料金三片以

上ノモノヲ謂フ。

e 貸切車輛 (contract carriage) トハ、車輛一臺ニ付

明示的若ハ默示的契約ニ基ク料金ニ依リ、乘客ヲ輸

送スル車輛ヲ謂フ。

但シ乘客定員六人未滿ノ車輛ニ在リテハ、特別ノ

場合ニ個別的料金ヲ以テ乘客ヲ輸送スルコトアルモ

之ヲ以テ急行車輛ト看做サルルコトナシ。

三 他ノ營業又ハ事業ヲ經營スル者ガ、其ノ營業又ハ事

業ノ爲、一般乘客ヲ無償ニテ輸送スル場合ニ在リテハ

其ノ輸送ニ使用セラルル車輛ハ、本章ノ規定ノ目的上

之ヲ貸切車輛ト看做シ、本章ノ規定及之ニ基ク取締規

則ノ適用ヲ受ク。但シ其ノ車輛ニ依リ輸送セラルル乘

客カ、該營業又ハ事業ニ従事スル者ニ限ラレタル場合

ハ此ノ限ニ非ラス。

第五十一條

一 本章ノ規定ニ基ク區分ニ從ヒ、車輛ノ使用ヲ免許セ

ラレタル者ニ非サレハ、乗合車輛、急行車輛又ハ貸切

車輛トシテ、自動車ヲ道路ニ於テ使用スルコトヲ得ス

但シ乗合車輛トシテ車輛ノ使用ヲ免許セラレタル者

ハ、急行車輛若ハ貸切車輛トシテ之ヲ使用スルコトヲ

得ヘク、急行車輛トシテ車輛ノ使用ヲ免許セラレタル

者ハ、貸切車輛トシテ之ヲ使用スルコトヲ妨ケス。

二 本章ノ規定ニ違反シテ車輛ヲ使用シ又ハ使用セシメ

タル者ハ處罰セラレヘシ。

第五十二條

一 本法施行前ニ免許セラレタル車輛ニ關シテハ、本條

ノ規定ニ從ヒ、九人以上ノ乘客ヲ輸送シ得ル車輛ヲ乘

合、急行若ハ貸切車輛トシテ使用スルコトニ關スル免

許ハ、車輛ノ構造制限ニ適合シ且有效ナル検査證ヲ有

スルコトヲ検査官ニ依リ確メラレ、其ノ検査證ヲ交付

セラレタル場合ニ非ラサレハ、付與セラルルコトナシ。

但シ大臣ハ取締規則ニ依リ、本項ノ規定ヲ乘客定員八人以下ノ乗合車輛及急行車輛ニ準用スルコトヲ得。

二 各種ノ營業用車輛ニ關スル免許ハ、其ノ免許ヲ願出テタルトキ有效ナル検査證ヲ有スル以上、構造設備ノ不適當ヲ理由トシテ、其ノ付與ヲ拒マルルコトナシ。但シ免許當局ニ於テ、其ノ検査證カ交付セラレタル後構造設備カ變更セラレ又ハ破損シタルコトヲ、確認シタルトキハ此ノ限ニ非ラス。

三 検査證ハ其ノ效力ヲ取消サレ又ハ廢止セラレサル限り五箇年間有效トス。但シ検査官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ、一年ヲ下ラサル範圍内ニ於テ、ソレヨリ短キ有効期間ヲ附スルコトヲ得。

四 大臣ハ何時ニテモ検査證ノ效力ヲ取消スコトヲ得。取消其ノ他ノ理由ニ依リ有效ナル検査證ヲ有セサル車輛ニ關スル免許ハ、新ニ検査證ヲ得ルマテ其ノ效力ヲ失フ。

五 大臣ニ於テ特殊ノ型式ニ依ル車輛カ、所定ノ構造裝

置ヲ有スト認メタルトキハ、一定ノ手數料ヲ納付セシメ、之ヲ標準型車輛ト認定スルコトヲ得。標準型車輛ノ認定アリタルトキハ、他ノ車輛ニシテ其ノ設計、構造竝ニ設備ガ該標準車輛ト同一ナルコトヲ、大臣ノ選任セル人ノ検査ニ依リ確認セラレタル場合ニ限り、所定ノ様式ニ依リ標準型車輛ニ一致スル旨ヲ證明シタル證書ヲ交付ス。此ノ證明書ハ本章ノ規定ノ目的上、車體検査證ト看做サレ之ト同等ノ效力ヲ有ス

大臣ハ何時ニテモ標準型車輛ニ關スル認定ヲ撤回スルコトヲ得。認定ノ撤回アリタルトキハ、其ノ標準型車輛ニ一致スル證明書ハ、車體検査證トシテノ效力ヲ失フ。

六 本法施行前ニ交付セラレタル車體検査證、竝ニ之基キテ與ヘラレタル營業免許ヲ、一定ノ年限内ニ整理スル爲、大臣ハ命令ヲ以テ本法施行後最初ノ四年間ニ於テ、本條第一項ノ規定ヲ適用スヘキ車輛ノ範圍ヲ定ム

ルコトヲ得。但シ該命令ニ定メラレタル制限内ニ於テ、同項ノ規定ヲ適用スヘキヤ否ヲ決定スルハ免許當局ニシテ、大臣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ、同項ノ規定カ適用セラルルニ至リタルトキ、取締規則ニ規定スル構造制限ヲ、特種ノ車輛ニ關シテ緩和スルコトヲ得。

第五十三條

一 本章ノ規定ニ依リ交付セラレタル路線免狀ヲ有スル者ニ非ラサレハ、乗合用トシテ車輛ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス。

二 免許當局ノ要求カ其ノ管轄區域内ニ於テ效力ヲ有スル場合ニ在リテハ、本章ノ規定ニ依リ交付セラレタル路線免狀ヲ有スル者ニ非ラサレハ、其ノ管内ニ於テ急行用トシテ車輛ヲ使用シ、又ハ使用セシムルコトヲ得ス。

三 乗合車輛又ハ急行車輛トシテ適當ナル經營ヲ繼續セメ、路線ヲ適當ナラシメ使用車輛ノ設計、構造竝ニ設備ヲ路線ニ適當ナラシメ、殊ニ乗合車輛ニ在リテハ

a 料金を不當ニ高カラシメサル爲

b 其ノ路線ノ全部若ハ一部ト重複シ又ハ其ノ附近ニ於テ併行スル他ノ交通機關ト、公益上不當ナル料金ノ競争ヲ行ハサラシムル爲

大臣ノ定ムル取締規則ニ從ヒ、免許當局ニ於テ適當ト認ムル條件ヲ、路線免狀ニ附スルコトヲ得。

四 本條ノ規定ニ違反シテ營業ヲ開始若ハ繼續シ、又ハ路線免狀ニ附セラレタル條件ニ從フコトヲ怠リタル者ハ處罰セラルヘシ。

但シ條件違反カ免許當局ノ同意ヲ得テ行ハレタルコトヲ立證シタルトキハ、處罰ヲ受クルコトナシ。

第五十四條

一 本章ノ規定ノ目的ニ從ヒ、免許ヲ受ケタル者ニ非ラサレハ、營業用車輛ヲ運轉シ又ハ車掌トナルコトヲ得ス。道路上ニ於テ營業用車輛ヲ運轉セシメ、又ハ車掌トナス爲、免許ヲ有セサル者ヲ雇用スルコトヲ得ス。

二 營業用車輛ノ運轉手ハ滿二十一才以上、車掌ハ滿七

八歳以上ニシテ、所定ノ條件ヲ具備スル者ナルコトヲ要ス。

但シ前記ノ制限ハ、出願者カ本法施行前ニ營業用車輛ノ運輸手又ハ車掌トシテ正規ニ雇用セラレタルコトヲ立證シ、免許當局ノ認定ヲ得タル場合ニ限り、之ヲ免除セラルヘキモノトス。

三 營業用車輛ノ運輸手免許證ハ、其ノ免許證ニ記載スル種類ノ車輛ニ限り、有效ナルモノト爲スコトヲ得。

四 本條ニ違反シタルトキハ處罰セラルヘシ。

第五十五條

一 本章ノ規定ノ目的ニ從ヒ、左ノ各號ニ規定スルモノヲ免許當局トス。

a 行政區 (county borough) ニ在リテハ其ノ參事會 (council)

b 行政區ニ非ラスシテ一九二一年ノ國勢調査ニ依リ

人口二萬以上ノ有スル都市管區 (urban district) ニ

在リテハ其ノ地域ノ委員會 (council)。

c 一九二一年ノ國勢調査ニ依リ人口二萬以上ヲ有スル農村管區 (rural district) ニ在リテハ其ノ地域ノ

委員會 (council)。但シ其ノ委員會ハ本法ノ施行ニ際シ、一八四七年及一八八九年ノ都市警察條例ニ依リ其ノ地域ノ全部又ハ一部ニ關シ、乗合馬車ヲ免許スル權限ヲ有スルモノナルコトヲ要ス。

b 本法施行後大臣カ何時ニテモ命令ヲ發スルコトヲ得ル行政區、都市管區又ハ農村管區ニ在リテハ其ノ參事會又ハ委員會。

e 前記各號ノ規定ニ該當セサル地方ニ在リテハ其ノ地方委員會 (county council)。

二 本法施行ノ際、前項ノ規定ニ基キ免許當局トナレル都市管區又ハ農村管區ノ委員會ハ、其ノ決議ニ依リ免許當局トシテノ權利義務ヲ拋棄スルコトヲ得。前記ノ拋棄ヲ爲シタルトキハ、都市管區又ハ農村管區ハ、行政區參事會カ免許當局トシテ活動スヘキ區域ニ包含セラル。

三 都市管區又ハ農村管區カ國勢調査ノ結果、人口ニ高ニ滿タサルニ至リタルトキハ、大臣ハ命令ヲ以テ其ノ委員會ヨリ、免許當局タルノ權能ヲ剝奪スルコトヲ得委員會ノ免許當局タルノ權能ヲ剝奪セラレタル都市管區又ハ農村管區ハ、行政區參事會カ免許當局トシテ活動スヘキ區域ニ包含セララル。

四 本條ノ規定ニ依リ免許當局タル權能ヲ有シ、又ハ其ノ權能ヲ剝奪セララルヘキ管區委員會ニ關シテハ、大臣ノ命令ニ依リ權能及關係文書ノ讓渡ヲ行ヘフキモノトス。

五 免許當局タル委員會ハ、制限若ハ條件ヲ附シ又ハ之ヲ附スルコトナクシテ、該委員會ノ一員ニ其ノ權限ヲ委任スルコトヲ得、且營業用車輛免狀ノ書換若ハ交付ニ關スル權限ノ全部又ハ一部ヲ、該當局ノ役員ニ委任スルコトヲ妨ケス。

第五十六條

一 本章ノ規定ニ依ル免許當局ノ吏員ニシテ、營業免許

又ハ路線免許ノ事務ニ關係スル者ハ、其ノ當局ノ訴訟ニ加ハリ又ハ票決ニ參加スルコトヲ得ス、左ノ各號一ニ該當スル者ハ、免許當局ノ吏員タルコトヲ得ス。

i 其ノ免許當局ノ管轄内ニ於テ效力ヲ有スル營業免許ノ受有者若ハ其ノ出願者。

ii 前號ニ規定スル者ノ協同者。

iii 其ノ免許當局ノ管轄内ニ於ケル道路運輸事業ニ對シ、財産的關係ヲ有スル者。

本條ノ規定ニ違反シタルトキハ處罰セララル。

但シ道路運輸事業ヲ行フ鐵道會社ノ株主、又ハ道路運輸事業ヲ行フ地方當局管内ニ於ケル地方稅負擔者タルノ故ヲ以テ、道路運輸事業ニ財産的關係ヲ有スト認メララルコトナシ。

二 本條ノ規定ハ地方當局吏員ノ失格ニ關スル他ノ法令ニ追加セララルヘク、且之ト抵觸スル他ノ法令ヲ廢止スルモノトス。

第五十七條

一 營業用車輛免許ノ出願ハ、其ノ車輛カ主トシテ運輸

セラルヘキ地方ノ免許當局ニ對シテ之ヲ爲スヘク、又

二ノ終點間ニ於テ運輸スルモノナルトキハ、其ノ終點

ノ一ヲ管轄スル免許當局ニ對シテ之ヲ爲スヘシ。

但シ大臣ノ認定アリタルトキハ、車輛ノ常置場ヲ管

轄スル免許當局ニ願出ツヘシ。

二 路線營業免許ノ出願ハ、其ノ路線ノ起點ヲ管轄スル

免許當局ニ對シ、又二ノ終點間ニ於ケル營業ヲ爲サム

トスルトキハ、其ノ終點ノ一ヲ管轄スル免許當局ニ對

シ之ヲ提出スヘシ。

但シ急行車輛ニシテ其ノ路線免許カ起點ニ於テ必要

トセス、沿線ノ地域ニ於テ必要トスル場合ニ在リテハ、

之ニ關スル出願ハ其ノ沿線ノ免許當局ニ對シ之ヲ爲ス

ヘシ。

三 營業用車輛ノ運轉手若ハ車掌ノ免許ハ、其ノ出願者

ノ住居地ノ免許當局ニ願出ツヘシ。

第五十八條

一 本章ノ規定ニ依ル免許證ハ、停止若ハ取消ヲ受ケサ

ル限リ一箇年間有效ニシテ、更ニ再下付ヲ受クルコト

ヲ得。

但シ路線免許證ハ之ニ記載スル日ニ滿期失效シ、有

効期間滿了前一箇年以内ニ再交付ヲ受ケタル免許證ノ

效力發生スルモノトス。

二 本條ニ規定スル路線免狀ニ對シ、一年ノ或時期ヲ限

リ有效トスル條件ヲ附スルコトヲ妨ケス。

三 路線免狀ノ再下付ニ際シ、新ニ條件ヲ附シ又ハ舊免

許證ノ條件ヲ撤回若ハ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス。車體

検査證ニ關スル本章ノ規定ハ、營業用車輛免狀ノ再交

付ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第五十九條

一 乗合車輛ニ在リテハ、免許當局ヨリ路線免狀ノ交付

ヲ受ケタル場合ト雖、沿線各地ノ免許當局ノ裏書ヲ受

クルニ非ラサレハ、路線全部ニ對スル效力ヲ發生セサ

ルモノトス。

二 急行車輛ニ在リテハ、免許當局ヨリ路線免狀ノ交付ヲ受ケタル場合ト雖、沿線各地ノ免許當局ノ裏書ヲ受クルニ非ラサレハ、路線全部ニ對スル效力發生セサルモノトス。

三 免許當局ハ路線免狀ノ裏書ヲ爲スニ當リ、必要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得。

四 免許證ノ有效期間及再交付ニ關スル本章ノ規定ハ、免狀ノ裏書ニ關シ之ヲ準用ス。

五 前記ノモノヲ除キ、本章ノ規定ニ基キ發行セラレタル免狀ハ、各免許當局ノ管轄地域内ニ於テ效力ヲ有ス。

第六十條 營業用車輛免狀又ハ路線免狀又ハ、之ヲ交付シタル免許當局ノ認可ヲ得テ、讓渡スルコトヲ得。

第六十一條

一 營業用車輛免狀ノ交付若ハ再下付又ハ讓渡ノ認可ニ關スル願出アリタルトキハ、免許當局ニ於テ其ノ出願者カ車輛ノ所有者、運轉手若ハ運轉手ノ使用人トシテ損害賠償ノ責任ヲ滿シ得ル財産的能力ヲ有スルコトヲ

確ムルニ非ラサレハ、所定ノ條件ニ基キ其ノ要求ノ全部ヲ包含シ、且ツ免許當局ノ認定セル保險會社ノ發行ニ係ル保險證券ヲ有スル證據ヲ提出セシメタル後、免狀ノ交付若ハ再下付又ハ讓渡ノ認可ヲ爲スヘシ。

二 車輛免狀ノ所有者ニ關スル前記ノ要求ニ對スル責任ヲ免除スヘキ條項ハ、之ヲ無効トス。

三 本條ノ規定ニ依リ要求セラレタル保險證券ヲ得ル目的ヲ以テ、保險契約ヲ無効トスルカ如キ虛偽ノ陳述ヲ爲シ、又ハ保險證券ニ基ク請求ヲ不能ナラシムルカ如キ行爲ヲ爲シタル者ハ、三箇月以下ノ禁錮ニ處セラレ免狀ハ其ノ效力ヲ停止若ハ取消サルヘキモノトス。

四 本條ノ規定ニ依リ要求セラレタル保險證券モ無効トナリタルトキハ、之ニ關スル營業用車輛免狀ハ其ノ效力ヲ失フ。

第六十二條 乘客又ハ通行者ノ安全ヲ害スル事故發生シタルトキ、又ハ其ノ車體ニ付キ部分品ノ取替以外ノ變更カ施サレタルトキハ、營業用車輛免狀所持者ハ免許當局ノ

營業用車輛検査官ニ其ノ旨申告スヘシ。之ヲ怠リタルトキハ處罰セラルヘシ。

第六十三條

一 營業用車輛ノ検査ニ際シ、其ノ車輛ニ缺陷アル爲之ヲ修理スルニ非ラサレハ營業ニ使用スルヲ適當トセスト認めタルトキハ、検査官ハ其ノ車輛免狀ノ效力ヲ停止スルコトヲ得。

但シ検査官ニ於テ其ノ缺陷カ四十八時間以内ニ修理シ得ルモノニシテ公衆ニ危険ヲ及ス虞ナシト認めタル場合ニ在リテハ、四十八時間ノ期間滿了前ニ免狀ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ス。且其ノ缺陷カ修理中ナルコトヲ四十八時間内ニ免狀所有者ニ於テ立證シタルトキハ其ノ期間滿了後ト雖モ免狀ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ス。

二 營業用車輛ノ構造又ハ設備ノ變更ニ付申告ヲ受ケ、検査官ニ於テ其ノ車輛ヲ検査スルマテ使用セシムヘカラサルモノト認めタルトキハ、本條前項ノ規定ニ依リ

免狀ノ效力ヲ停止スヘシ。

三 本條ノ規定ニ依リ免狀ノ效力ヲ停止シタルトキハ、検査官ハ直ニ其ノ免狀ヲ下附シタル免許當局並免狀所持者ニ通告スヘシ。本條ノ規定ニ基ク停止處分ハ、解除又ハ廢止セラルルマテ有效トス。

四 本條ノ規定ニ依ル免狀ノ停止ハ、之ヲ爲シタル検査官免狀ヲ下附シタル免許當局又ハ其ノ免許當局ノ管内ニ於ケル營業用車輛検査官ニ於テ解除スルコトヲ得。

五 本條ノ規定ニ依リ免狀ノ效力ヲ停止セラレタルトキハ免狀所持者ハ検査官ノ検査ヲ受クル爲車輛ヲ提出スルコトヲ得。停止ノ解除ヲ願出シタルトキハ免許當局又ハ營業用車輛検査官ヨリノ要求ニ基キ、免狀所持者ハ車輛ヲ提出スルコトヲ要ス。再検査ニ依リ交付セラレタル検査證ヲ免許當局ニ提出シタルトキハ、免狀ノ停止ハ解除セラルヘキモノトス。

六 效力ヲ停止セラレタル營業用車輛免狀ニシテ、其ノ缺陷修理シ能ハサルモノト認めタルトキハ、免許當局ニ

於テ其ノ免狀ヲ取消スコトヲ得。

但シ免狀所持者ハ更ニ検査證ヲ得ル機會ヲ與ヘラルルコトナクシテ、其ノ免狀ノ取消ヲ受クルコトナシ。

七 本條ノ規定ニ基キ検査官ニ對シテ左ノ各號ノ一ニ關シ願出アリタルトキハ、更ニ検査證ヲ交付スルコトヲ得。免狀ノ取消又ハ停止ノ解除ニ關スル願出ヲ爲シタル後、車輛ニ修繕若ハ變更ヲ加ヘルコトナクシテ新検査證ノ交付アリタルトキハ、免狀所持者ハ検査手數料ヲ免許當局ヨリ回收スルコトヲ得。

a 免狀ノ效力停止ニ關スル不當ナル遲延又ハ拒否。

b 免狀ノ取消。

c 検査官ノ検査ヲ受クル爲ノ車輛ノ提出。

但シ停止處分ヲ行ヒタル營業用車輛検査官カ、該免狀ヲ下付シタル免許當局以外ノ吏員ニシテ、出願ノ原因トナレル停止解除ノ拒否若ハ遲延ニ付責任ヲ有スル場合ニ在リテハ、其ノ検査官ノ處分ヲ爲シタル地域ノ免許當局ニ於テ、前記ノ手數料ヲ補償スルコトヲ要ス。

第六十四條 路線營業免狀又ハ其ノ裏書ハ、該免狀ノ下付

又ハ裏書セラレタル條件ニ違反シタルトキハ、其ノ免狀ヲ下付又ハ裏書シタル免許當局ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得。

但シ免狀又ハ其ノ裏書ノ取消ハ、違反カ故意ニ反復セラレ又ハ違反ニ依リ公衆ニ危險ヲ及ス虞アリト認めタル場合ニ限り、之ヲ行フヘキモノトス。

第六十五條

一 本章ノ規定ニ依リ免許所持者ノ本條ニ規定スル事犯

二回以上ニ亘ルトキ、又ハ初犯ト雖本法ノ規定ニ依リ

免許ノ停止若ハ取消理由トナル場合ニ在リテハ、免許當局ハ相當ト認ムル期間、該免許ノ停止又ハ取消ヲ行フコトヲ得。

二 本條ノ規定ニ依リ前記ノ犯罪トナル場合左ノ如シ。

a 營業用車輛免狀又ハ路線免狀ヲ所持スルモノニ在リテハ、營業用車輛ニ關スル本章ノ規定ニ違反シタルトキ。

d 營業用車輛ノ車掌若ハ運轉手ノ免狀ヲ所持スル者ニ在リテハ、本章及第一章ニ規定スル事犯又ハ罰金ノ選擇刑アルニ拘ラス禁錮ノ刑ヲ受ケタルトキ。

c 營業用車輛ノ車掌ノ免狀ヲ所持スル者ニシテ勤務中泥酔シタルトキ。

第六十六條 大臣ハ本章ノ規定ニ依ル免許ヲ取消ス必要アリト認メタルトキハ、何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得。

第六十七條

一 免許當局ハ本章ノ規定ニ依リ免許證ヲ交付、再下付若ハ裏書シタルトキハ、所定ノ要式及内容ニ從ヒ記錄ヲ保有スルコトヲ要ス。

二 本章ノ規定ニ依リ爲シタル免狀ノ停止處分及違反ニ一回以上ニ亙リタルトキハ其ノ事項ヲ登錄スヘシ。

三 一般人ハ所定ノ手数料ヲ支拂ヒ、免許當局ヨリ委任セラレタル警察官若ハ役員ハ之ヲ支拂フコトナクシテ

隨時記錄ヲ閱覽シ其ノ字ヲ採リ又ハ之ヲ拔萃スルコト

ヲ得。此ノ記錄ハ本章ノ規定ニ基キ記入スルコトヲ要ス。求セラレタル事項ニ關スル證據力ヲ有スルモノニシテ本條ノ規定ニ基キ免許當局ノ書記ニ依リ署名セラレ且眞正ナルコトヲ證明セラレタルモノノ寫ハ、署名者ノ證明ナクトモ其ノ記錄ニ記載セラレタル事項ノ證據トナスコトヲ得。

四 本章ノ規定ニ基キ免狀所持者ニ對シ有罪ヲ宣告シタルトキ、二回以上ノ違反ニ依リ免狀若ハ其ノ裏書ノ效力停止處分ヲ爲スヘキ場合ニ在リテハ、裁判所書記ハ免許當局ニ其ノ定罪ヲ通報スヘシ。其ノ後犯罪カ消滅シタル場合ニ在リテハ、裁判書記ニ於テ其ノ旨免許當局ニ對シ通報スルコトヲ要ス。

第六十八條 大臣ハ出願手續並免許當局ニ依ル免許證ノ交付、再下付、裏書、讓渡、停止及取消ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得。該規定ニ於テ免許當局ノ會議開催ニ關スル時期、課セラルヘキ條件、通報スヘキ人、通報ノ公告及用法、抗告ヲ爲シ得ル人並ニ其ノ方法ヲ定ムルコトヲ

得。

第六十九條

一 大臣ハ營業用車輛ノ乗客ノ行爲ニ關スル取締規則ヲ設クルコトヲ得。此ノ規則ニ於テ左ノ各號ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ妨ケス。

a 取締規則ニ違反スル者ヲ警察官又ハ當該車輛ノ車掌若ハ運轉手ニ於テ降車セシメ得ルコト。

b 營業用自動車ノ乗客ニシテ車掌若ハ運轉手ヨリ取締規則ニ違反スト認メラレタル者ニ對シ、要求アリタルトキハ直ニ警察官又ハ車掌若ハ運轉手ニ其ノ住所氏名ヲ申告スル義務ヲ負ハシムルコト。

c 乗客ニ對シ車掌若ハ運轉手ヨリ要求アリタルトキハ、其ノ車輛ニ依リ採リタル行程及採ラムトスル行程ヲ申告スル義務ヲ負ハシムルコト。

b 切符ノ所持者ニ對シ車掌若ハ運轉手又ハ車輛免狀ノ所持者ヨリ委任セラレタル者ヨリ要求アリタルトキハ、其ノ切符ヲ提示シ降車ノ際切符ノ引渡ヲ爲ス

ヘキ義務ヲ負ハシムルコト。
。 有効期間ノ滿了シタル切符ノ所持者ニ對シ、其ノ切符ノ引渡ヲ求メ得ルコト。
二 前項ノ取締規則ニ違反シタル者ハ、即決裁判ニ依リ五磅以下ノ罰金ニ處セララルヘシ。

第七十條

一 大臣ハ營業用車輛ノ車掌若ハ運轉手ニ關シ取締規則ヲ設クルコトヲ得

二 前項ノ規則ノ適用ヲ受クル者ニシテ、其ノ規則ニ違反シタルトキハ、即決裁判ニ依リ五磅以下ノ罰金ニ處セラレ、且裁判所ニ於テ適當ト認ムルトキハ、其ノ旨免許證ニ裏書スルコトヲ得。

三 免許證ヲ所持スル者ハ、裏書ノ目的ノ爲一定ノ期間

内ニ、其ノ免許證ヲ提出スヘキ旨裁判所ヨリ要求アリタルトキハ、之ニ應スル義務ヲ有シ、違反シタルトキハ處罰セララルヘシ。